

関西社会福祉学会・日本社会福祉学会関西地域ブロック

2020 年度年次大会

自由研究発表要旨集

2021 年 2 月 28 日オンライン開催

【自由研究発表プログラム】

《第1分科会》 司会：樽井 康彦（龍谷大学）全体統括：阪口春彦（龍谷大学短期大学部）

9：30～ 9：35 分科会開始、司会者より説明

9：35～10：05 第1発表

安井 優子（関西学院大学大学院研究員）

緩和ケア・終末期医療における医療ソーシャルワーカーの Spiritual Sensitivity の構造—エキスパートインタビューに基づいて—

10：05～10：15 休憩と移動（10分）

10：15～10：45 第2発表

藤野 真凜（同志社大学大学院博士後期課程）

日本における知的障害者家族に関する研究動向の分析と考察—続柄別に着目して—

10：45～10：55 全体統括者コメント

10：55 終了

《第2分科会》 司会：伊部 恭子（佛教大学）全体統括：岡田 進一（大阪市立大学）

9：30～ 9：35 分科会開始、司会者より説明

9：35～10：05 第1発表

杉田 貴行（きずな百舌鳥介護相談所）

ケアマネジメントに関連するカウセリングの実際とは—先行研究に関する内容分析手法の結果からの考察—

10：05～10：15 休憩と移動（10分）

10：15～10：45 第2発表

姜民護、廣野 俊輔、郭 芳（同志社大学社会学部社会福祉学科）

社会福祉実習教育に関する評価尺度の開発—論理的方法を手がかりとした試み—

10：45～10：55 全体統括者コメント

10：55 終了

第 1 分科会

緩和ケア・終末期医療における医療ソーシャルワーカーの Spiritual Sensitivity の構造

ーエキスパートインタビューに基づいてー

○ 関西学院大学大学院研究員（人間福祉研究科） 安井優子（会員番号 008980）

キーワード：医療ソーシャルワーカー, Spiritual Sensitivity, スピリチュアリティ

1. 研究目的

本研究の目的は、緩和ケア・終末期医療における医療ソーシャルワーカー（以下 MSW）の Spiritual Sensitivity についてその構造を明らかにすることである。

2020 年 6 月改定の国内のソーシャルワーカー（以下 SWr）の倫理綱領では、新たな条文「すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する」（日本ソーシャルワーカー連盟 2020）が追加され、スピリチュアリティを含めた全人としての人間理解の必要性が明示された。「16 世紀の科学大革命以降、それまで Body-Mind-Spirit から成る全人（Whole Person）として理解されてきた人間から、科学的に説明できない Spirit が切り落とされ、人間は Body-Mind だけで理解される」

（藤井 2020:5）傾向へと偏重してきた。それに対し 1998 年世界保健機関は従来の健康の定義に、新たにスピリチュアリティの概念を加えた「改正案」（厚生労働省 1999）を提出し、改めて人間の健康を捉える際のスピリチュアリティの理解の重要性を示してきた。

今回、日本の SWr の倫理綱領でも前述の新たな条文が追加されたことは、Spirit を加えた全人としての人間理解という原点に立ち戻る動きであると言える。また米国では以前より、環境をも「人間の合理的世界観を越えた超越的世界観を含む、全人としての人間が繋がる全環境（全体的環境）」（藤井 2020:11）と捉え、ソーシャルワーク（以下 SW）が介入する焦点を全人と全体的環境との相互作用へと拡大した Spiritually-Sensitive-Social Work（以下 SSSW）を重視している。日本では議論が不十分な SSSW であるが、今後国内でのその発展に向けて、まずは緩和ケア・終末期医療におけるエキスパート MSW の Spiritual Sensitivity の構造を明らかにしたい。そしてその構造を基にさらなる検証を重ね、SSSW の実践や教育・研究に寄与できればと考える。

2. 研究の視点および方法

SSSW について、提唱者のカンダは「クライアント（以下 CL）の最も高い目標や意味・必要に対応し、宗教的・非宗教的に拠らず CL の霊的観点を尊重する。共感と知識と技能によりそれを配慮する関係を通し人間の完全な可能性を育む。全ての人と存在に平和と正義を促進するもの」（Canda and Furman=2014:5）と定義している。また SSSW 実践とは「単に宗教とスピリチュアリティについて CL と話し合うだけのものではなく、援助過程の全体を通じた在り方と関わり方」であり、「スピリチュアリティへの配慮はあらゆる優れた実践

の基本である」(Canda and Furman=2014:315)としている。そのこととSWの「価値」やスピリチュアリティに関する文献レビューから、Spiritual Sensitivityとはつまり、SSSW実践の基盤を成す、スピリチュアリティに鋭敏な感性をもつSWrの価値(価値観)として、援助過程における行動や態度に示されると推察する。

研究方法としては、病院や地域で緩和ケア・終末期医療に携わるエキスパートMSW4名を対象に(選定方法については研究発表時に報告する)、2019年4月～6月に半構造化面接によるインタビューを実施し、その内容をKJ法を用い構造化した。日本では緩和ケア・終末期医療を中心に「死にゆく人を理解する為の重要概念」(藤井 2020:2)としてスピリチュアリティに関心が寄せられてきた。その為、長年その分野のSWを牽引してきたエキスパートであれば、もうすでにSSSWを実践していると予測され、まずその語りからSpiritual Sensitivityの構造を明らかにしたいと考えた。

3. 倫理的配慮: 関西学院大学「人を対象とする行動学系研究」倫理審査部会承認の下(承認番号:2018-61)、調査協力者に予め調査目的・概要、協力はいかなる不利益も受けないこと、データの取り扱いや個人情報の保護、調査結果の開示等を口頭及び書面で説明し同意を得た上で実施した。

4. 研究結果

本研究の結果、次の10の島(グループ)、【原体験に根ざした死生観・いのち観】【人間を超えるものとの関係が軸】【全人理解に基づく「人間の限界自覚」と「人間を超えるものへの信頼的態度」】【開かれた魂同士の交流】【意味探求を共に】【多様な価値観の尊重】【人生の全てに関わるSW】【使命としてのSW】【自我を超えた自己存在の意味への希求】から成るエキスパートMSWのSpiritual Sensitivityの構造が明らかとなった。

5. 考察

MSWのSpiritual Sensitivityの構造として、MSWは特定の宗教の有無には拠らず、原体験を原点に、全人としてのスピリチュアリティが触発される中、繋がりをもった何らかの人間を超えるもの・世界との内なる対話を源流として持っている。そしてそこから波及される【全人理解に基づく「人間の限界自覚」と「人間を超えるものへの信頼的態度」】を核に、CLも自分も同じ全人として、互いのスピリチュアリティを響き合わせながら、苦しみの意味を共に指向する態度や、自らも1人の全人として、自己存在の根源的意味を指向する態度とも相互に影響し合う構造が考察された。今後は他の領域のSWrのSpiritual Sensitivityについても調査を重ね、今回発想された構造をさらに検証していく必要がある。(参考文献) Canda, E. R. and Furman, L. D. (2010) Spiritual Diversity in Social Work Practice: The Heart of Helping, Oxford University Press. (=2014, 木原活信・中川吉晴・藤井美和監訳『ソーシャルワークにおけるスピリチュアリティとは何かー人間の根源性にもとづく援助の核心』ミネルヴァ書房)、藤井美和(2020)「ソーシャルワークとスピリチュアリティー死生学から見る人間理解ー」『ソーシャルワーク実践研究』11, 2-14、厚生労働省(1999)「WHO憲章における『健康』の定義の改正案について」(http://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/1103/h0319-1_6.html, 2020. 1. 18)、日本ソーシャルワーカー連盟(2020)「ソーシャルワーカーの倫理綱領」(<http://www.jfsw.org/code-of-ethics/>, 2021. 1. 18)

日本における知的障害者家族に関する研究動向の分析と考察

—続柄別に着目して—

○藤野真凜（同志社大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程・009631）

キーワード：知的障害者家族、研究動向、続柄別

1. 研究目的

障害分野の研究において、障害者本人を対象とした研究は蓄積されつつあるが、その家族に焦点を当てた研究の数はそれほど多くない。特に知的障害者の場合、社会的自立が難しく、また障害特性上、成人後も子どもの頃と変わらず親やきょうだいと同居し続ける傾向にあり、それが母子密着、時には知的障害者の母による子殺しという問題で表出することがある。そのため、障害者本人のみならず知的障害者の家族自身の実態や支援に関してどのように研究がなされてきたかを整理する必要があると考える。障害者の家族を対象とした研究の特徴としては、主たる介護者、または支援を受ける際の窓口やニーズの代弁者となることの多い母親に関するものが大半を占めている。ただし一言に家族支援といっても、広く家族全体への支援に焦点を当てているものから、母親のみ、父親のみ、きょうだいのみを対象にしたものまでさまざまである。よって本研究では、これまでの知的障害者家族を対象とした先行文献を概観し、知的障害者家族の現状と課題、家族支援に関する研究の動向を把握することを目的とするが、障害者本人との続柄によって、家族内で担う役割や立場、考え方も異なると考えられることから障害者本人との続柄別に特徴・相違点を分析・考察していきたい。

2. 研究の視点および方法

知的障害者家族の研究動向の実態と、家族を障害者本人との続柄別にみた時にどのような相違点があるかを調査するために、CiNiiのキーワード検索、J-STAGE（ジャーナルのみ）を用いて文献検索を行った。その結果、CiNiiでは「知的障害者・母親」が31件、「知的障害者・父親」が4件、「知的障害者・きょうだい」が12件、「知的障害者・家族支援」が26件、「知的障害者・親」が161件、「知的障害者家族」が18件であった。J-STAGE（ジャーナルのみ）で検索すると、「知的障害者・母親」が315件、「知的障害者・父親」が122件、「知的障害者・きょうだい」が31件、「知的障害者・家族支援」が60件、「知的障害者家族」が14件という結果となり、上記のものを合計すると794件であった（2020年11月11日時点）。そこから各文献のテーマや抄録を確認して、障害者本人のみを対象とした研究、学術論文でないもの、本研究の趣旨に合わないもの、重複論文を除外した結果、計70件が抽出された。それらの文献を知的障害者との続柄別に分析するため、①母親を対象としたもの、②父親を対象としたもの、③きょうだいを対象としたもの、④両親を対象としたもの、⑤家族全体もしくは複数の家族成員（障害者本人除く）を対象としたもの

の5つに分類して考察した。分析のプロセスとしては、続柄別に分類した後にそれぞれ研究方法、研究対象の整理・傾向の分析を行い、その上で内容をカテゴリー化した。

3. 倫理的配慮

本研究は「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規定」を遵守して行った。

4. 研究結果

70件の文献を続柄別に分類すると、①母親を対象とした文献は24件であった。研究方法と研究対象の整理・傾向の結果は紙面の都合上割愛するが、内容を見ると〈生活課題・ニーズ〉〈障害受容と乗り越え〉〈母親役割・規範⇔脱介護・自立〉に分けることができた。②父親を対象とした文献は3件のみであり、内容は〈知的障害者の父親としての意識〉〈余暇支援〉にカテゴリー化することができた。③きょうだいを対象とした文献が9件で、内容のカテゴリーは〈きょうだいの実態〉〈きょうだいの感じる課題・葛藤〉〈きょうだい支援のあり方〉であった。④両親を対象とした文献は20件で内容は〈親のニーズ・課題〉〈親の意識・障害受容〉〈親の持つ規範・社会的ケア〉〈家族支援〉にカテゴリー化ができた。最後に⑤家族全体を対象とした文献は14件で〈障害者家族のニーズ・課題〉〈ケアの社会化と障害者の自立〉〈地域支援の現状・課題〉〈家族支援に着目した研究〉〈その他〉のカテゴリーに分けることができた。結果として、文献を続柄別に分類してみると母親に関する文献が最も多く、さらに両親や家族全体を対象とした文献でも母親を中心に言及されているものもあり、それも含めると今回分析対象とした文献の大半を占めていた。対して母親と父親双方を対象としている文献はあったものの、父親のみを対象としている文献は少なかった。また、母親に関する文献の場合は母親個人を対象とした文献よりも障害者本人との関係性といったような障害者本人ありきの研究が多かったのに対して、父親やきょうだいの文献では父親・きょうだい本人の意識や葛藤に関する研究が多いのが特徴的であった。

5. 考察

続柄別にみると、中心的ケアを担う傾向にある母親や経済的支柱となる傾向にある父親、そして身体的負担や経済的負担は親より少ないものの同じ家族である以上離れることのできないきょうだいといったように立場や家族内役割によりニーズや意識に差が見られたが、背後には日本固有の家族規範的考えが共通してあるように考えられる。

母親やきょうだいに関しては一般化までは難しいものの、客観視できるニーズや課題のみならず、障害者を家族に持つことによる精神的葛藤などの深い心理面を明らかにしている研究も見られた。親を対象とした研究ではきょうだいに将来ケアの重荷を背負わせたくないという考えが述べられていても、きょうだいを対象とした研究では親亡き後の責任を感じているといったような認識の相違も見られ、家族が障害者のケアをどのように考えているかという点や家族間の関係性が、家族の感じる葛藤や負担感に影響を与えるのではないかと考えられた。今後は家族間の相互作用についても検討していく必要があるだろう。

第 2 分科会

ケアマネジメントに関連するカウセリングの実際とは

ー先行研究に関する内容分析手法の結果からの考察ー

○ きずな百舌鳥介護相談所 実践研究所 研究員 杉田 貴行 (008282)

キーワード：ケアマネジメント、カウセリング、内容分析手法

1. 研究目的

ケアマネジメントとは、ケアマネージャーやカウンセラー等の対人援助専門職が利用者や家族からの相談に対応し、アセスメントの上、市町村や各サービス事業者などとの連携・連絡・調整・協働などを実施する技法である。そのニーズを総合的にアセスメントし、サービス利用の権利等に関して、カウセリングのような面接技術等を活用し、利用者との対話を通じて対人援助が実践される。

本報告はケアマネジメントに関連するカウセリングの実際に関して、内容分析手法を用いて先行研究を整理し、検討した結果を明らかにするものである。

2. 研究の視点および方法

本報告では、J-Stage の検索機能を用い「ケアマネジメント AND カウセリング」という言葉で先行研究を全文検索した。その結果 41 件の論文が該当した。次に分析方法としては、Berelson や Krippendorff の内容分析等を参考に、内容分析手法にて、ケアマネジメントに関連するカウセリングによる相談の関わりを含む実践に言及した、先行研究の記述内容について記事を単位として整理した。そして、直接言及していない先行研究 11 件を除く 30 件の先行研究を分析対象とした。なお分析対象の選定に当たっては、トライアングレーションとして、居宅介護支援事業所のケアマネージャー2名の意見も参考にした。さらに、30 件の先行研究の記述内容を文脈単位で整理した結果、ケアマネジメントに関連するカウセリングによるそれぞれの相談に直接言及していると思われる記述内容において、いくつかの実際の業務の状況や内容が顕在化したので、それらを整理し検討した。

3. 倫理的配慮

本研究は、公刊された論文をデータとして引用することにより調査を実施したものである。記事に関しては日本社会福祉学会研究倫理指針「学会発表」の規程を遵守した。

4. 研究結果

本報告は、すでに述べた 30 件の先行研究の記述内容を分析したものであるが、ここではいくつかの具体例を紹介することとしたい。

例えば、山田(2004)は「また主任ケアマネージャーは、ケアマネージャー自身が問題を抱えこんで悩んでいないかと配慮することも大切なことである。担当ケアマネージャーが悩んでいると質の良い相談支援ができなくなる」と主張している(文献 2、p.72 文献リストは当日資料に記載)。

安梅(1997)は「CDC（コンシューマ・ディレクティド・ケア）を実現する方法の一つとして、まず経済的サービスに関するカウンセリングが有効である。そこでは、1) 付き添い手当または収入補償に関する情報提供、2) 経済的サービスの選択方法の助言、3) 利用者主体の予算の組み立て、4) 利用サービスの経済的な有効性の明確化、がなされることになる。」と説明している（文献 3、p.4）。

吉村(2006)は「この第二の位置づけにおける利用者 - 専門職関係の成立を前提として、ツールの使用目的や意味を『説明する - される』という関係が形成され、【使用目的・意味の希薄化】が行われると思われる。これは、『たいそうに言わない (A)』『ケースを迷わせるといけないので (C)』など、【利用者の状態】に配慮しながら行われており、【職業的感情管理】や、【基本的関わり行動】というカウンセリング技術も活用されている」と述べている（文献 7、p.136）。

5. 考察

本報告から、医療機関への通院の必要性が高い利用者が増えており、ケアマネージャーやカウンセラー等の対人援助専門職が支援を行う際に、医療機関をはじめ行政機関・教育機関など関連他機関との連携の大切さが見られた。また、ケアマネージャーやカウンセラーにとって、表現されにくく必ずしも顕在化されない利用者の困難さが、認識できるかどうかが大切であることも見て取れた。さらに、ケアマネジメントに関連するカウンセリングが必要とされるのは、在宅や施設における利用者の援助がチームでのケアの中で、面接等の相談業務の実施が不可欠であることに、その理由があることも認識できた。

家族による高齢な父親虐待の場合等は、カウンセリングでは家族と面接することになるが、家族がカウンセラーのもとへ来所することがなければ、つまり第三者との結びつきがなければ、関係性は生起することはない。一方、ケアマネジメントでは父親の生命・尊厳を守るという観点から、父親の一時保護という措置を取り、その枠組みで家族と面接をする可能性は残る。しかしその場合、ケアマネジメントではカウンセリングのみを行い直接治療するのではなく、関連援助技術としてのカウンセリング技法を用いながら、家族にとって適切な社会資源は何かを探り、必要な社会資源へ結びつけ、家族の自己成長力を高めることで新たな社会環境を構築できるパーソナリティへとエンパワメントさせ、父親の生命や人権を遵守することになるとの予想も本報告の結果から推測できた。

ケアマネジメントに関連するカウンセリングでは利用者の権利擁護の立場から、利用者個人に最適な対応が求められることも確認された。利用者の年齢の違いや疾病の有無などから、誰にでも同じ様な支援を行なうのではなく、個々人の望むことや必要としていることを理解しようと努めて、一人ひとりに合わせた技法を駆使し支援を実践することが大切であると理解できた。

なお、ケアマネジメントに関連するカウンセリングは、対人援助者自身の価値観や優先順位でプランを組み立てるのではなく、当初のかかわりからチームにおける価値観や所属する組織の優先順位の中で、行動を行わなければならない原則が潜在的に設定されており、援助者自身の価値観や優先順位とは違う終結を求められる可能性のあることも示唆された。

社会福祉実習教育に関する評価尺度の開発

— 論理的方法を手がかりとした試み —

姜 民護 (同志社大学・8570)

廣野 俊輔 (同志社大学・6293)、郭 芳 (同志社大学・7911)

キーワード：社会福祉実習教育に関する評価尺度、論理的方法、内容的妥当性

1. 研究目的¹

本研究では社会福祉士養成教育における社会福祉実習教育（以下、実習教育とする）の重要性が強調されているなか、「実習生の実習教育の充実さに対する評価」及び「政策評価としての実習教育の評価」はあまりなされていない現状（江原・村田2014）を踏まえて実習教育の質の向上に資することを狙いに、実習教育に関する評価尺度の開発を目的とした。

2. 研究の視点及び方法、倫理的配慮

本研究では、構成概念妥当性における要素としての内容的妥当性の重要性²（村山 2012：121-2）と政策決定の結果物としての一面を有する社会福祉士養成教育（海野 2008；松岡 2006）という指摘に着目し、政策評価理論の一つである「プログラム理論」に基づくロジックモデルを作成した。ロジックモデルとはある施策の目的達成に至るまでの論理的因果関係（インプット→アクティビティ→アウトプット→アウトカム（短期的成果→中期的成果→長期的成果））を示したものである（大西・日置 2016：22）。ここでは、実習教育という教育プログラムのセオリー評価は検証されているという視点に立ち、実習教育の実施状況への検討（プロセス評価）をインパクト評価で行うためにアウトカムに焦点を当てた。

ロジックモデルに基づき実習教育に関する評価尺度を開発するために、次のような手順で研究を行った。論理的方法を手がかりとし、文献検討を用いてまず、実習教育に関する評価尺度の構成概念を具体化した。その後、各尺度における構成概念の操作的定義及び質問項目の作成を行った。最後に定性的³・定量的手法⁴を用いて内容的妥当性の検討を実施し、質問項目の取捨および表現の修正を行った。

日本社会福祉学会研究倫理規定及び研究倫理規定に基づく研究ガイドラインに即して、文献研究においては引用・参考文献の出典を明確にした。また、専門家へのアンケート調査は、プライバシーの保護や成果の発表等について十分に説明し、同意を得ている。

3. 研究結果

1) 理論に基づく実習教育に関する評価尺度の構成概念の具体化

ロジックモデルに基づき実習教育に関する評価尺度の構成概念を「実習教育に対する満

¹ スペースに限りがあるため、参考文献のリストは当日の配布資料を参照されたい。

² 妥当性の三位一本観²を批判した総括的な妥当性概念として位置づけられる（Messick=1992）。また、妥当性の三位一本観点とは、妥当性は基準関連妥当性と構成概念妥当性、内容的妥当性という3つのタイプから成り立っているという考え方（村山 2012：120）。

³ 実習教育に携わっている教員3名で実施した（実施日：2021年1月12日13時から15時までの2時間）。

⁴ 実習教育に携わっている教員等や尺度開発の経験がある研究者、計20名の専門家にアンケート調査を行った（調査期間：2021年1月15日から1月30日まで、留置き法や郵送法等で実施）。

足度尺度（短期的成果）」「実習教育による成果尺度（中期的成果）」「社会福祉に対する意欲変化尺度（長期的成果）」として具体化することができた。

2) 各尺度における構成概念の操作的定義⁵

| ロジックモデルにおける短期的成果 実習教育に対する満足度の操作的定義 | ロジックモデルにおける中期的成果 実習教育による成果の操作的定義 | ロジックモデルにおける長期的成果 社会福祉に対する意欲変化の操作的定義 |
|--|--|--|
| 厚生労働省が示している「ソーシャルワーク実習指導に係る要件（通知）」「ソーシャルワーク実習に係る要件（通知）」、それに基づき社養協が示している「相談援助実習・実習指導ガイドラインおよび評価表」を踏まえて次のように定義する。実習教育に関する満足度とは、厚生労働省のソーシャルワーク実習のねらいおよびソシ教連のソーシャルワーク実習の目的を達成するために、養成校および実習先から提供される実習教育の充実さに対する実習生の主観的評価である。また、実習教育では、ジェネリックソーシャルをスペシフィックソーシャルワークに変換する事前学習、スペシフィックソーシャルワークの体験や理解を深める配属実習、配属実習で得られたスペシフィックソーシャルワークをジェネリックソーシャルに変換する事後学習で構成される。なお、配属実習は職場実習、職種実習、ソーシャルワーク実習で構成される。 | 厚生労働省が示している「ソーシャルワーク実習のねらい」とソシ教連の「ソーシャルワーク実習の目的」を踏まえて次のように定義する。実習教育による成果とは、実習生が事前学習、配属実習、事後学習で構成される実習教育を通じて得られたと主観的に評価するソーシャルワークの知識、技法である。 | アウトカムによる波及効果という「ロジックモデルでのインパクトの側面」および参加者・利用者の変化の道筋という「インパクト理論でのインパクトの側面」と、社会福祉士養成カリキュラムの一つという「実習教育」の位置づけなどを踏まえて次のように定義する。社会福祉に対する意欲変化とは、実習教育の主体である学生が「学ぶ」「働く」「動く」という側面から実習教育の前後に持つ社会福祉に対する意欲の度合いである。 |

3) 各尺度に対する質問項目の作成と内容的妥当性の検討⁶

文献研究を通じて全45個の質問項目を作成することができた。その後、各尺度における質問項目の適切さを検討するため、2回に渡って専門家による内容的妥当性の検討を行った。

1回目には、実習教育に携わっている教員3名で定性的評価による内容的妥当性を検討した結果、素案として作成された全45個の質問項目は適切と判断され、全て採択された。ところが、質問項目の表現において修正が必要と判断され、修正を行った。具体的には「十分に持たれた（元）」→「十分に与えられた（修）」「こなし（元）」→「用いて（修）」「～しなくなった（元）」→「～したい意欲が高まった（修）」等の修正を行った。

第二に、実習教育に携わっている教員等や尺度開発の経験がある研究者、計20名の専門家で定量的評価による内容的妥当性を検討した結果、「社会福祉に対する意欲変化尺度」における質問項目2つ（「社会福祉実習Ⅶ・Ⅷを受講したい意欲が高まった」「精神保健福祉実習に行きたい意欲が高まった」）の平均値が3点を下回ったため、削除した。

4. 考察

本研究では、以上の手続きを経て最終的に実習教育に関する評価尺度として「実習教育に対する満足度尺度（事前学習への満足（12項目）、配属実習への満足（12項目）、事後学習への満足（7項目）を第一因子とし、実習教育に対する満足度を第二因子とする31項目3因子二次因子構造）」「実習教育による成果尺度（9項目一次因子構造）」「社会福祉に対する意欲変化尺度（3項目一次因子構造）」を開発することができた。この評価尺度を用いると、実習教育の実施状況への検討（プロセス評価）をインパクト評価で行うことができることから、今後、実習教育にかかわるすべての教員が共通して、あるいは個別に対応すべき点が明らかになると期待できる。

⁵ スペースに限りがあるため、構成概念を操作的に定義する際に参考とした文献等の詳細は、当日の発表資料を参照されたい。

⁶ スペースに限りがあるため、質問項目の素案（全45項目）及び作成に参考とした文献、また定量的評価による内容的妥当性の検討の結果は、当日の発表資料を参照されたい。